

平成 28 年度

定 期 監 査 報 告 書

宇治田原町監査委員

平成 29 年 3 月 30 日

監査の種類

地方自治法第199条第4項並びに宇治田原町監査基準第14条第1号に基づく定期監査

1. 不納欠損

○ 監査等を実施した監査委員

宇治田原町 代表監査委員 本多 八朗
宇治田原町 議選監査委員 青山 美義

○ 監査等の概要

(1) 監査の実施日

平成28年7月25日

(2) 監査対象

「一般会計及び各特別会計不納欠損」

(3) 監査の視点

・監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する

各会計の不納欠損の生じている事象の1～2つを監査し、全体において適正に事務が執行されているかを確かめる。

照合・・・不納欠損処分書、不納欠損処理に至るまでの関係書類の記録を相互に突き合わせ、記録、金額、処分などの正否を確かめる。

2. 建設事業・一般競争入札

○ 監査等を実施した監査委員

宇治田原町 代表監査委員 本多 八朗
宇治田原町 議選監査委員 原田 周一

○ 監査等の概要

(1) 監査の実施日

平成28年11月28日

(2) 監査対象

「社会資本整備総合交付金事業 荒木橋橋梁修繕工事（1）」

(3) 監査の視点

・監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する

「社会資本整備総合交付金事業 荒木橋橋梁修繕工事（1）」の一般競争入札事務を監査することにより、宇治田原町一般競争入札事務の執行の適正性を監査する。

照合・・・契約書、関係書類などの記録を相互に突き合わせ、記録、金額などの正否を確かめる。

監査等の結果

1. 不納欠損

「不納欠損」について、定期監査を行ったところ、不納欠損処分に至るまでの処理等は適正に執行されており、不納欠損処分書等関係書類の記録も正確であり、適正な執行であると認められる。一方、公平性の観点からも税及び保険料、各種使用料

などの徴収についても、各家庭の状況を十分把握したうえで継続して徴収努力に取り組まれることを望むものである。

2. 建設事業・一般競争入札

「社会資本整備総合交付金事業 荒木橋橋梁修繕工事（1）」について、定期監査を行ったところ、一般競争入札事務は適正に執行されており、契約書、関係書類などの記録も正確であり、適正な執行であると認められる。